

第13回県境不法投棄現場原状回復対策推進協議会

日時：平成18年7月29日（土）

午後1時30分～

場所：八戸地域地場産業振興センター
（コートリー 8F中ホール）

司 会： 第13回県境不法投棄現場原状回復対策推進協議会を開催いたします。

なお、本日、長谷川委員におきましては、ご都合によりまして急遽欠席となりましたので、御報告させていただきます。

それでは会議に先立ちまして、本日の会議資料の確認をさせていただきます。本日の資料でございますが、委員の皆様事前に送付させていただきました次第、それから資料1、2、3、それから資料5、6、7、それから資料9。その他に、本日お手元の方に資料4と資料8を配布してございます。それから、資料9、事前に送付いたしましたけれども、マニュアルの差し替え用ということで、改めて穴を開けたものをお手元の方にお配りしてございますので、よろしく願いいたします。

資料で過不足等ございましたらお知らせ下さるようお願いいたします。

よろしいでしょうか。

それでは、開会にあたりまして、青森県副知事より御挨拶申し上げます。

蝦名副知事： 本日は、委員の皆様には御多忙のところ御出席をいただき、厚くお礼申し上げます。また、常日頃から県境不法投棄現場の原状回復対策をはじめ、県政全般にわたり格別の御理解・御協力をいただいておりますことに心から感謝いたします。

さて、今回は、今年度初めての協議会となりますが、前回の開催からは5ヶ月を経過しているところです。この間、県境不法投棄現場においては、撤去量が6万7千トンを超え、鉛直遮水壁の一部が完成するなど、原状回復に向けた作業は関係各位の御協力もあり、日々順調にという言葉をつけてもいいと思いますけれども、着々と進められております。

本日は、いよいよ来年度から始まる本格撤去に向けまして、県が作成しました撤去計画案を先週行われた技術顧問会で出された提言と併せて報告させていただきたいと思っております。詳細につきましては、後ほど事務局に説明させますけれども、県としましてはこれまでの一次撤去で得られた知見を基に、より安全かつ計画的に廃棄物の撤去を進めてまいりたいと考えております。

本当に、私も副知事になってから本部長をやりまして、いろいろこれに携わってきたわけでありましてけれども、大変、田子町を始め二戸市を含め、周辺の市町村の方々、そして各委員の方々、非常に御協力をいただきまして、現在のところ本当に順調に来ているのではないかと。ただ、来年から今度は倍の量を撤去しなければならないということになりますので、それを併せてこの撤去の計画を今年中にきちっと作っていかなければならないということでございますので、何卒皆様の絶大な御支援・御協力、またあるいは御提言をいただきたいと考えております。

本日は、この他、各種モニタリング調査の結果や工事の進捗状況等について事務局より御報告申し上げますこととしております。委員の皆様には、忌憚のない御意見・御指導を賜りた

いと存じますので、どうぞよろしく願いをいたします。

大変申し訳ないのですが、私、これから青森に帰らなければなりませんものですから、古市会長さんには大変申し訳ないのでございますけれども、これで失礼させていただきます。一つよろしく願いいたします。

司 会： どうもありがとうございました。

そういうことで、副知事、この後公務の都合がございますので、ここで退席させていただきます。

議事に移ります前に、今年度初めての協議会ということで、事務局の方にも変更がございますので、改めて県側の出席者につきましてご紹介させていただきます。

高坂環境生活部長です。

鎌田県境再生対策室長です。

田子町現地事務所長、藤林総括副参事です。

汚染拡散防止対策担当、松岡総括副参事です。

環境再生計画担当、越前副参事です。

周辺生活安全対策推進担当、山内副参事です。

排出事業者責任追及対策担当、神副参事です。

私、本日の司会を務めてございます報道監の山田と申します。よろしく願いいたします。

それでは議事に移らせていただきますが、以後の議事進行につきましては、協議会設置要領第4第4項の規定によりまして古市会長をお願いいたします。どうぞ会長席の方をお願いいたします。

古市会長： 皆様、天候不良の折りご参集いただきましてありがとうございます。委員の先生方も、どうぞご苦労様でございます。

始まりにあたりまして、先ほど蝦名副知事から順調に進んでいるよと、これから本格撤去に移りますよというお話をいただきました。本格撤去を進めるにあたりまして、先週でしたかね、技術顧問会というものを開催いたしました。そちらの方で、この分野の権威と言いましょか、専門家の先生方からいろいろと貴重な御意見をいただきました。それも併せて、今日、委員の先生方には御検討いただきたいと思っております。

今日、その中で特に、また後ほどお話しすけれども、環境再生のあり方というのが非常にプラス方向の議論として注目されてございます。こういう言い方をすると、ちょっと誤解があるかも分かりませんが、ある意味で環境再生というのはマイナスからゼロに持っていくのではなくプラスに持っていく。それは皆で支えて、皆が一生懸命やって、地域振興にもなると、そういう性格のものだろうと思うんですね。たまたま、今日、午前中、八戸の三社大祭の御準備をされているところを拝見させていただきました。非常に熱心にやられて、大変なことをやられているなど。こういう行動、熱い思いが重要なんだなあ。地域を高めていくんだなあという気がいたしました。

ちょっとお祭とこうするのは語弊があって不謹慎かと思えますけれども、そういう地域振興、地域のコミュニケーションを高めると、そういう視点から環境再生というものも考えていったらいかがだろうかというふうに感じた次第でございます。

時間が、今日あまりございませんので、特に今日の協議事項としましては廃棄物の本格撤去計画案が出ておりますので、こちらの方を一生懸命議論させていただきたいと思います。

では、座って進めさせていただきますので、委員の先生方にはよろしく御協力のほど、お願いいたします。

では早速ではございますが、この議事次第に従いまして議事を進めさせていただきたいと思います。それでは協議事項に関しまして、3のものですね、資料1、2、3、4、これ続けて事務局の方から御説明いただけますでしょうか。

よろしくお願いいたします。

鎌田室長： それでは資料1について、私の方から御説明申し上げます。資料1の「本格撤去計画策定フロー」という図があります。このフローに基づいて説明します。

実は、この本格撤去計画をどうして作らなければならないのかということをごここにちょっとまとめて書いておきました。それと、今後どのような手続きでやればいいのかということも併せて御説明申し上げます。

今まで、平成11年11月にこの事件が発覚して以来、いろんな調査をしてまいりました。その間、いろんな意見を先生方からいただいております。その結果として、汚染拡散防止対策を最優先としながら原状回復事業を実施すべきという結論を得て、今までに浸出水の処理施設、あるいは遮水壁の築造、これに着手するとともに廃棄物の撤去については一次撤去作業として汚染が拡散しないエリアの廃棄物の撤去を16年12月から開始して現在に至っております。今、上の方の囲みを見ていただきたいのですが、この事業に対して15年6月に事業に対しての国の支援として特別措置法ができました。そして10月3日にその特別措置法に基づく、どういう具合にやったらいいのかという基本的な方針を環境省から出されております。そして16年1月に、県では実施計画、この現場の支障を除去するための実施計画書を環境大臣に提出しまして、大臣から同意を得たこの実施計画で、今、それに基づいて事業を実施していると。そして、16年12月から撤去を開始しているというところでございます。

下の囲みになりますけれども、この汚染拡散防止対策事業というのは18年度にほぼ完了いたします。来年度からは廃棄物を地中から掘削して撤去するということと、それから先ほどいろいろ副知事の方からもありましたが、撤去量が今の2倍相当になると。いわゆる本格撤去作業に移ることになります。

そこで、県ではこれまで一次撤去作業でいろいろ1年半ではございますが得られた経験・知見等を踏まえまして、安全かつ計画的、そして合理的に廃棄物の撤去を進めるための計画を策定するというごことにいたしました。この本格撤去計画につきましては、この案について先週の18日に、今、会長の方から御挨拶の中でありましたけれども、いわゆる廃棄物の撤去とか処分方策を専門とする先生方に集まっていた、いわゆる前回のこの協議会でも御説明申し上げましたが、技術顧問会でいろいろな技術的な意見を伺ってきております。今後は、この案につきまして、田子町で住民説明会等を行いまして、これまでの技術顧問会や本日の協議会、それから住民説明会でいただいた意見・提言を基にししながら、修正すべきところは修正して、11月に開催予定の第2回目の技術顧問会、そして15回目になりますか、15回目の原状回復対策推進協議会に説明しながら成案にしていきたいという具合に考え

ております。その後、この計画を基に詳細な部分を今度定めた、いわゆる今使っているのが一次撤去マニュアルですけれども、本格撤去マニュアル、本格撤去用のマニュアルを作成して、それに基づいて本格撤去を進めていきたいという具合に考えております。

この本格撤去計画書について、環境省と先般協議を行ったところ、後で説明申し上げますけれども、処理方法については特措法に基づく実施計画、ここで言います上の方の16年1月に環境大臣から同意をいただいた実施計画の変更要件であるという具合な指導を受けております。ここで処理方法を変更しなければならないというか、変更したいという理由としては、これまで先ほどから何度も言っていますけれども、約1年半の撤去、一次撤去において、いわゆる地上堆積物のパークを今までやってきましたけれども、その他に廃食品とかコンクリート固型化物など、いろいろな廃棄物が出てきていると。こういうような現実を踏まえて今後のことを考えますと、特措法の期限であります平成24年度までに確実に撤去を完了させるためにも、今現在実施計画に書かれている「焼却」「焼成」「溶融」だけでは処理できない廃棄物が出てきた場合にも、すぐに迅速に、かつ適正に処理できるように対応していかなければならない。そのためにも廃棄物処理法に基づく適正な処理方法のうち、これから出てきた廃棄物の性状とか形状等から最も合理的な方法によって処理していきたいという具合に修正していきたいと考えます。

従いまして、今後撤去計画の策定作業と並行しながら、処理方法の項目については今の実施計画の変更手続きを進めていくこととしておりますので、その際にもよろしくお願ひいたしたいと思ひます。

それから、この資料1の2ページ、3ページには、技術顧問会の位置づけとか、そういうものが書かれております。最後の3ページのところには、先般意見・提言をいただきました技術顧問会の先生方の名簿を載せております。この中で協議会の先生方も入り、また新しい先生方にも入っていただいて、いろんな広範な立場から、いろんな面から技術的な意見をいただいておりますことを申し伝えます。

以上でございます。

古市会長： 鎌田さん、どうでしょうか、資料1について全体的な概要のお話をまずしていただきましたけれども、これについて御意見いただきますか？それとも続けてやります？（続けてやりますの声） お願いします。

稲宮主幹： 私、県境再生対策室の稲宮と申します。これから、お手元の資料とスライドで、資料2、本格撤去計画案の内容を御説明させていただきます。

まず、この計画の構成でございますが、この5章で構成されております。なお、1章は計画の位置付け・目的等を記載している部分でございますが、先ほど室長の方から概略を説明させていただきましたので、第2章以降について順次担当者より説明をさせていただきます。

それでは2章の本格撤去計画の概要を説明いたします。まず、これが計画書の3ページにあたるところでございますが、これが本格撤去計画の位置づけのイメージ図になります。

県では、汚染拡散防止対策、左の部分と、廃棄物の撤去、それから一番右のモニタリング、この3つを大きな柱としてこの原状回復事業を進めてまいりました。本格撤去時におきましても、引き続き水処理などの汚染拡散防止対策をきちんと行うとともに、その効果を周辺環

境モニタリングで確認をいたしながら周辺環境に影響のないよう撤去を進めてまいります。

ご覧いただきますように、本格撤去計画、この真ん中のところがございますけれども、本格撤去計画は来年度からの本格撤去作業並びに撤去完了の確認、そこまでがこの計画の対象といたしております。なお、この本格撤去計画につきましては、撤去作業の実施状況を踏まえまして、今後、本協議会などにおいて十分説明し、必要に応じて適宜見直すことといたしております。

次に、計画の4ページがございます本格撤去計画の基本的な考え方になります。まず、本格撤去の対象期間は平成19年度から特措法の期限であります平成24年度までとなります。撤去範囲は、遮水壁の工事に伴って掘削し、現在旧中央池に仮置きしております廃棄物と、それから現場の地中に埋まっております廃棄物となります。

次に、撤去対象量でございますけれども、本計画では単位体積重量を 1 m^3 あたり1トンとして計画しております。従いまして、現在一次撤去が順調に進んでおりますので、本格撤去の対象量は全体量671,000トンから一次撤去の予定量であります96,000トンを差し引いた575,000トンとなります。なお、この単位体積重量につきましては、処理の進捗状況に応じまして国との協議を踏まえて見直すものといたしております。

次に、撤去方法でございます。まず、廃棄物は性状に応じ適正に処理を行うため、これまでの既往の調査結果に基づきまして $1,000\text{ m}^3$ ごとの単位のブロックごとに特別管理産業廃棄物と普通産業廃棄物に区分いたします。廃棄物は標高の高いエリアからスライス式に掘削していくことといたします。3としまして、掘削した廃棄物につきましては、必要に応じ受け入れ先の受け入れ基準に合致させるため、選別処理を行った上で受け入れ先に搬出いたします。なお、廃棄物と互層になっている、互い違いになっている土壌につきましては、掘削の時に出来る限り分離した後、確認分析を行いまして、土壤環境基準を満たすものは場内で再利用いたします。また、土壤環境基準を満たす汚泥や堆肥様物など、最終的に土壌に還元されるものにつきましては、今後この協議会などにおいて十分に御説明し、その有効な再利用の方途について御検討いただき、コンセンサスが得られる場合には場内で再利用いたします。

この中で、これまでと大きく考え方が変わっているところは、ポイント2の廃棄物の掘削方法の部分でございます。この資料(資料3 P1参照)は、一次撤去計画を開始する際に作った年度別工事計画でございますが、ちょうどその真ん中のあたり、色が付いている部分、ちょっとご覧になると薄いかもしれませんが、ご覧のように一次撤去計画では、一次撤去期間中はA、以下本格撤去期間につきましてはE、D、C、F、Bの順でエリア毎に掘削していくという計画になってございました。つまり、これがブロック割りの図でございますけれども、ここがAでございますけれども、以下、B、C、D、E、Fと、各ブロックがございまして、そのようなブロック単位で掘削していく方式としておりました。これを、この本格撤去計画では標高毎に徐々に水平にスライスしながら掘削していく方法に変えてございます。これは、現場を掘削する際に、現場の地中にあります硫化水素などのガスの発生が懸念されることから、その対策といたしまして地下水位を徐々に下げながら作業空間をガスが沸留しないフラットな状態にして掘削していけるように掘削方式を変更したものでございます。

続きまして、処理方法でございます。まず、処理につきましては自区内処理を基本といた

しまして、廃棄物の性状に応じまして廃棄物処理法の基準に従って適正に処理を行います。また、本格撤去では一次撤去と比較いたしまして、1日あたりの撤去量が倍増すること、地中に埋まっております廃棄物を掘り出した上で撤去するなど、一次撤去と異なる要因がございます。従いまして、特措法の期限である平成24年度までに確実に撤去を完了させるためには、どのような性状の物についても迅速かつ適正に処理できるよう柔軟に対応していかなければならないと考えます。そのため、県では加熱処理を基本といたしながら、廃棄物処理法に基づく適正な処理方法を最大限活用して処理を進めることとしたものでございます。先に室長から申し上げましたが、現在の実施計画の処理方法につきましては「焼却」「焼成」「溶融」のいずれかの加熱処理を行うということとしております。

この下の方でございますけれども、廃棄物処理法に基づく適正な処理方法といたしましては、この加熱処理の他に「脱水」「中和」「破碎」「コンクリート固型化等の中間処理」また、「埋立処分」などがございます。こういうような他の処分方法、適正な処理方法もございまして、加熱処理を基本としつつ、性状及び形状から加熱処理に適さないものにつきましてはそれ以外の適正処理方法のうち最も合理的な方法により処理してまいりたいと考えてございます。

次に、計画書の5ページになりますけれども、廃棄物の区分の考え方でございます。先に申し上げたとおり、廃棄物は廃棄物処理法の基準に基づきまして、特別管理産業廃棄物と普通産業廃棄物に区分します。特別管理産業廃棄物につきましては、管理上、さらに重金属やダイオキシン類が特管判定基準を超過しております特別管理産業廃棄物1とVOCのみが基準を超過しております特別管理産業廃棄物2に区分いたします。この区分につきましては、基本的に県が現場の廃棄物の性状を把握するために行ってきたこれまでの調査結果がございまして、その結果に基づいて区分をいたします。なお、本格撤去対象時におきましては、対象廃棄物の半分以上が普通産業廃棄物に該当するものでございます。この普通産業廃棄物の一部につきましては、県内の普通産業廃棄物処理施設を活用しながら処理をしてまいりたいと考えております。県内における処理施設の状況から、この普通産業廃棄物処理施設で処理するものはそう多くはないものと考えられますが、廃棄物の適正処理の観点から、普通産業廃棄物処理施設で処理するブロックにつきましては、掘削前に予め地山におけるサンプリング分析を実施いたしまして、普通産業廃棄物であることを確認した上で搬出することといたします。

次に、廃棄物の区分の管理の考え方でございます。廃棄物は不法投棄範囲を20mメッシュで1,000m³単位に区切ったブロック単位で管理をいたします。1ブロックの大きさでございますが、下の方に図を示してございますが、縦20m、横20m、高さ2.5mの1,000m³を一つのブロックとして管理をしてまいります。

これ(資料3 P9参照)が現場全体を20mメッシュに赤い線で区切った図でございますけれども、上から見ますと、このようなメッシュごとのブロックが何段も何段も重なっている状態をイメージしていただければよろしいかと思います。

次でございます。これは撤去の基本的なフロー図になります。計画書で言いますと7ページとなります。先ほど御説明したとおり、これまでの調査及びサンプリング分析の結果から、現場の廃棄物はブロックごとに特別管理産業廃棄物と普通産業廃棄物に区分をして管理をいたします。左のオレンジ色の部分、こちらが特別管理産業廃棄物の処理フロー、右の黄色

の部分、こちらが普通産業廃棄物の処理フローとなります。

まず、一番左のフローが特別管理産業廃棄物 1 というダイオキシン類や重金属が基準を超えている物の処理フローでございます。こちらをご覧くださいと思います。これが一番基本となるフローでございます、基本的にこれまでの一次撤去時のフローと同じ物でございます。廃棄物はブロックごとに掘削をいたしまして、石灰混合をして選別を行います。その後、選別を行ったものを特別管理産業廃棄物の処理施設に搬出をして処理をするというフローになります。なお、選別過程で分離いたしました石などは、洗浄して現場内で再利用し、出てきた金属片等につきましては洗浄後金属として再資源化をいたします。

その隣になりますけれども、この流れでございますけれども、これがVOCのみが特管基準を超えている特別管理産業廃棄物 2 の撤去フローとなります。これにつきましては、基本的に左の特管 1 のフローと同様でございますけれども、この特管 2 の中には掘削・選別によりVOC濃度が変化して、普通産業廃棄物になっているブロックも含まれていると考えられます。従いまして、そのようなブロックの廃棄物を普通産業廃棄物処理施設で処理する必要がある場合には、これについてサンプル分析を実施いたしまして、普通産業廃棄物であることをきちんと確認した上で搬出いたします。当然でございますけれども、特管 2 のうち、特別管理産業廃棄物処理施設へ搬出するブロックにつきましては、そのようなサンプル分析は必要ございませんので、そのまま搬出をいたします。

では、一番右のブロックでございます。これが普通産業廃棄物のフローでございます。これにつきましても、基本的には特管のフローと同様でございますけれども、廃棄物はブロックごとに掘削をいたしまして、石灰混合をして選別を行い、処理施設へ搬出して処理するという流れになります。この普通産業廃棄物の搬出先といたしましては、先ほど申し上げたとおり、県内処理施設の状況からほとんどが特別管理産業廃棄物も処理できる施設で処理することと考えておりますけれども、一部につきましては普通産廃のみの許可を有する施設で処理することも考えてございます。このうち、普通産業廃棄物処理施設へ搬出するブロックにつきましては、適正処理の観点から地山におけるサンプル分析を行いまして、性状をきちんと確認の上搬出をいたします。

なお、一番右のところでございますけれども、廃棄物の覆土となっている土壌につきましては、掘削の過程で分離可能な程度の厚さのあるものにつきましては出来る限り分離をした後、これについても確認分析を行いまして、土壌環境基準を満たすものは場内で再利用いたします。基準を超えるものにつきましては、汚染土壌として処理をいたします。

これは計画書の 8 ページ、撤去年次計画の表でございます。これまでに御説明したとおり、本格撤去の期間、この表の黄色の部分になりますけれども、この部分につきましては中央池の仮置き部分と地中の廃棄物を標高ごとにスライスしながら掘削して撤去することから、こういうふうに方式を変えてございます。とすることで、この下のところに年度ごと、標高ごとの掘削の表を載せてございます。その総量は 5 7 5 , 0 0 0 トンで、この赤く塗ったところを各年度に撤去をしていくということになります。これにつきましては、また後ほど第 3 章の方で具体的に説明をさせていただきます。

次に、撤去作業計画表となります。これまで申し上げてきたとおり、本格撤去期間の年間の撤去量は約 9 6 , 0 0 0 トンペースで毎年撤去をまいります。年間撤去日数を 2 1 5 日で計画しておりますので、1 日あたりの現場からの搬出量は 4 5 0 トンとなるものでござ

います。

次に、計画の9ページ。撤去完了の確認について御説明をいたします。まず、撤去完了確認の時期でございます。これも、撤去完了の確認につきましては最終年度に一気に全体を確認するのではなく、基本的に以下のとおり、廃棄物の標高が5 m下がるごとに地山の出た範囲について住民立ち会いのもと、その部分の廃棄物及び汚染土壌の撤去が完了したことの確認をいたします。そのタイミングにつきましては、まず平成20年度頃になりますが、標高440 m以上の廃棄物の撤去が完了した時点で1回、その次に平成22年度頃になりますが、標高435 m以上の撤去が完了した時に1回、そして平成23年度頃になりますが、標高430 m以上の撤去が完了した時に1回、そして最終年度、平成24年度の撤去完了時に1回という、4つのタイミングで実施することを考えております。

この図(資料2 P11参照)が標高440 m以上の部分の撤去完了時の図でございます。これが第1回目の確認のタイミングとなりますので、これを例に説明をいたします。まず廃棄物は、先ほど申し上げたように標高ごとに段々スライスしていきますので、標高440 m以上の廃棄物につきましては平成20年度頃に撤去が完了し、地山が出てまいります。その時、地山が出る範囲をこの緑で示しております。ちょうど標高440 m以上のものを撤去した場合、この部分とこの部分、この2つの部分で地山が出るというふうに考えております。その段階で、地山の出た部分について撤去の完了を確認していくということでございます。以下、基本的に標高5 m下げごとに確認を行います。

次、撤去完了の確認方法でございますけれども、廃棄物及び汚染土壌の撤去完了の確認方法は、以下のとおりといたします。まず、廃棄物の撤去完了につきましては、これまでの一次撤去の経験から、廃棄物とこの現場の元々の地山の色につきましてはかなり異なることが経験上分かっておりますので、まず地山であることを目視で確認の上、重機による試掘を行い、地山の下に廃棄物が入っていないことを確認いたします。次に、汚染土壌につきましては、この地山を確認する際に地山から土壌サンプルを採取いたしまして確認分析を行って確認することといたします。

これが2章の最後、9ページになりますけれども、環境再生の考え方でございます。本事業では、先人から受け継いだ恵み豊かな大地と良好な自然環境を次世代に引き継ぐことができるよう、不法投棄廃棄物の撤去完了後における環境再生を目指します。環境再生方法につきましては、元来が沢地形であったことに鑑み、林地への復元等が考えられるものですが、今後、県民からの意見等を踏まえて、具体策を講じるものといたします。2章については以上でございます。

八木澤総括主幹： 汚染拡散防止対策担当の八木澤と申します。私の方からは、第3章の本格撤去の工程ということで御説明申し上げます。

まず最初に、掘削の工程でございますが、先程來說明がありましたように、本格撤去の掘削は標高の高いエリアからスライス式で掘削して、段々と標高を下げてまいります。先ほどの説明にもありましたけれども、これ(資料3 P1参照)が一次撤去の時のブロック割りの平面図です。それに対しましてこちら(資料2 P11参照)の方が、段々にスライスしていくということを表した図面で、また後ほど詳しく説明いたします。

こちらの方に、資料集ページ1と書いていますけれども、それは今日の資料3の本格撤去

計画の資料集という方の資料からのページ数でございます。

次に、掘削用の場内道路でございますが、現在の道路を優先して利用しながら、段々と下がる都度また場内道路を整備いたします。場内道路沿いには浸出水の集配水管を事前に設置いたしまして、浸出水の水位を下げながら掘削をまいります。

これ（資料3 P7参照）が現在の平面図でございますが、この色の濃いところが工事用道路として利用しているところです。更に工事用道路の山側の方には、こういうふうに浸出水管を設置します。ちょっと話がずれますけれども、遮水壁に沿っても浸出水管を設置する予定になっております。

掘削は、1回の掘削で2m50cmの深さで掘削してまいります。1日の掘削量ですが、500m³を基準に考えておりまして、先ほど申し上げた1ブロックの管理の半分ということで、面積的には20m×10mの広さになります。それから、投棄現場は全面的に遮水シートを張っておりますけれども、当日、掘削するエリアにつきましては掘削前にその遮水シートを剥いで、また夕方終わる時には遮水シートを再度敷設するということを考えております。バックホウの絵を描いていますけれども、こういう感じで浸出水管も設置するという絵でございます。それを廃棄物が捨てられているだろうという断面に当てはめてみますと、2.5mとこのぐらいで、20mがこのぐらいの幅です。バックホウの大きさもこういうものかなという絵でございます。これが標高の高い方から順番のものと、施工年度、実施年度を横軸にして表した計画表でございます。19年度は標高450mと高い方、中央池に仮置きした廃棄物も処理いたしまして、20年から21年、ずっときまして、23、24年度になりますと一挙に標高430mから415mまで掘削が完了するという計画の表でございます。

これが資料の11ページの、本格撤去の全体平面図でございます。この赤い部分が鉛直遮水壁、黒い所が今現在廃棄物が捨てられた状態の等高線でございます。この廃棄物を掘削して、地山が出れば多分このピンク色のようになるだろうということで、ピンク色は地山の等高線でございます。中央の方にこういう沢地形が出てくるのかなという図面です。

これが、先ほど説明がありましたけれども、標高440mまで廃棄物を撤去した場合にどのような状態になっているかという図面でございます。緑色が地山、440mから下はまだ廃棄物がこの辺にありますよという図面でございます。

次に5m下がった部分でございますが、平成22年の半ば、この辺になります。更に新しく出てきているのが、この濃い緑で、大体2.5ヘクタールぐらい出てくるのではないかと。ピンク色部分をさらに掘り進めます。これが430mの時です。この部分が新しく地山が出てきます。これは1.6ヘクタールほどになりますけれども、更にこの黄色い部分を掘り進めます。これが最終年度、一挙に430から415mまでの部分を撤去いたしまして、地山が出てくるという図面でございます。

これ（資料3 P8参照）は本格撤去に入るために、20m間隔での横断図を表したものです。これを基線に20m間隔の線がありますけれども、この横断図がこれです。これは一次撤去の時に、廃棄物量を推定するために私どもがずっと調査しておったわけですが、そのデータをこの測線に投影させて作ったものです。これ（資料3 P10参照）はブロック単位で格子状にした図面でございます。先ほど説明したものです。2.5mずつスライスするわけですが、そのスライスごとにこういう平面図を作成しておりまして、どこにど

という廃棄物があるのかということと事前にデータとして知りながら、気を付けて掘削を進めるといったための平面図でございます。赤とかピンクが特管の1、2、それから薄い緑色、水色が普通産廃、黄色い部分が土壌という色分けになっております。

さて、掘削が終わって選別に入るわけですが、選別工程です。本格撤去の選別ヤードは別途作りまして、Aエリアの北側に整備する予定になっております。Aエリアの北側ですね。これが現在の選別ヤードです。選別ヤードの内容でございますが、1系列1日250トン処理できるものを2系列を基本に考えております。選別方法ですが、基本的に現在の施設と同じようにして、石灰を混合して、水分調整をした後ふるい分けをして、分別機で粒度調整をいたします。ただし、選別方法につきましては、これからの搬出先、廃棄物の性状によって変わる可能性があります。更に選別ヤードの中には作業ヤードと保管ヤードを整備いたします。廃棄物が掘削されて搬入するヤード、それを保管するヤード、その後に石灰混合をいたします。1日なり2日なり寝かせるわけですが、その混合した物を保管するヤード。それでふるい分け分別ヤード。分別した物を保管するヤード。最終的に積み込み・搬出するヤードでございます。

これが大体の概念図、概略図と言いますか、平面図でございます。掘削物が搬入されます、保管します、石灰混合をいたします、それをまた保管します、ふるい分けします、分別した物を保管いたします、積み込みますと。大体今のこのラインは現状のものと同じようなラインでございます。

その他なんです、石灰混合とか選別を行わなくてもいいような廃棄物も今までありまして、そういうものにつきましては直接積み込み、搬出することを基本にして考えていきたいと思っております。こちらの方(資料3 P14参照)になるのですが、ここで積込んで、ここを通過して、洗車設備を通過して場外に出て行くというイメージでございます。

運搬工程でございますが、運搬ルートです。運搬の経路の確定は、受け入れ先の決定後になります。ただ、受け入れ先を今現在の青森市、八戸市とした場合には、今までのルートを基本にしてやっていきたいと思っております。それ以外、新たに違う地域へ運搬する場合には、別途運搬ルートの検討を行いまして、安全面などから最適なルートを選定いたします。その運搬ルートの交通安全につきましては、制限速度を守ることが当然のこととして、交通法規を遵守する他に学童等の歩行者や運搬ルートの道路事情に十分配慮して走行するものとしたします。

運搬車両についてでございます。基本的には廃棄物の飛散流出、悪臭漏れがないように十分に配慮しながら廃棄物処理法に定める基準に従って運搬をするものとしたします。特別管理産業廃棄物につきましては、これまで同様に、密閉型の荷台、いわゆる天蓋車でございますが、その車両を使うことを基本にいたします。その他に、廃棄物の性状によって予めフレコンバックなどに密閉した場合には、ダンプトラック等の使用も考えております。この場合、当然ですが、積込んだ後、更にシートで覆って、運搬過程で流出や悪臭漏れのないように運搬いたします。更に普通産業廃棄物でございますが、この上記の他に、廃棄物の性状によってダンプトラックを使いたいと考えております。この場合も、飛散流出や悪臭漏れのないようにして運搬するものとしたします。

これがフレコンバック、イメージの写真ですが、フレコンバックを荷台に積んで、更にシートで覆って運搬するというところでございます。

運行管理につきましては、これまでどおりに複数台のグループ単位で走行いたします。その走行過程で定時に連絡する体制を整備し、今現在も連絡は受けていますけれども、そういうふうにして運搬車両の適切な運行管理を行っていきたくて考えております。

積載重量の管理でございますが、新しく造る選別ヤードに隣接してトラックスケール、計量器を設置いたします。これまでどおり、過積載のないような管理をしております。ここに乗ると何トンだよという計量が出るものでございます。

佐々木主幹： 運搬工程に続きまして、環境再生計画担当佐々木ですが御説明いたします。

処理工程です。まず、廃棄物の処理にあたりましては、実施計画にも明記しておりますが、青森県内での処理を基本とし、廃棄物の性状に応じて廃棄物処理法の基準に従って適正な処理を行います。処理方法は、これも実施計画に明記しておりますが、「焼却」「焼成」「熔融」のいずれかの加熱処理を行います。なお、性状や形状が加熱処理に適さないものにつきましては、加熱処理以外の方法での処理も検討することとしますが、その場合でも、最も合理的な方法で、法の基準に従って適正に処理することはもちろんのことです。また、岩石や土壌環境基準に適合した土壌につきましては、現場で再利用し、金属類につきましては再資源化を図ります。

処理方法に続きまして処理施設の確保についてです。本格撤去期間は現場の廃棄物量671,000m³から一次撤去分を差し引いた575,000m³を撤去することとなりますが、6年間の期間と処理施設の年間稼働実績から、1日あたりの処理計画量は305トンとなります。現在、廃棄物を処理できる許可施設は県内に2箇所あり、既に処理を行っております。平成18年度の受入計画量は2施設合わせて1日あたり200トン程度となっております。これだけでは本格撤去に必要な305トンには足りないことから、県では更に処理施設の確保を努力しまして、特措法の期限であります平成24年度までに計画的に処理できるようにします。

以上、工程ですが、続きまして作業環境管理について御説明いたします。

平成16年度から始まりました廃棄物の撤去作業にあたりましては、作業員の良好な健康状態や安全な作業環境の確保のために、撤去マニュアルの中に作業環境の管理基準を定めて、日常監視を行い、また随時作業環境測定を行って作業環境の確認を行ってまいりました。本格撤去につきましても同様に、作業環境の管理を行います。ただ、現場の状況がこれまでとは大きく変動することが予想されるため、これら監視や測定の結果によっては日常監視項目や管理基準値の見直しも含めて作業環境の適正管理のために必要な対策を適切に講じることとします。

現在、撤去マニュアルの中に定めております日常監視の項目と管理基準値は、このとおりとなっております。項目としましては、人命に関わる硫化水素、酸素濃度といったものから一酸化炭素、あるいは現場に特異的に観測されるベンゼン・ジクロロメタンといった揮発性有機化合物などを監視しております。また、管理基準値につきましては、労働安全衛生法の基準値や学会の勧告値といった値の半分と厳しく設定しております。

日常監視と現場作業の流れとしましては、当日の朝に掘削現場で事前測定を行い、その結果、管理基準値を超過した場合は、その超過濃度に応じた適切な対策を行い、その結果、改善が確認されれば作業再開ということになります。日常監視と現場作業につきましては、こ

のような流れで行っておりますが、本格撤去につきましても同様に行っております。

日常監視では、このような機器を使用しております。特に、掘削現場や選別ヤードの作業員には、一番右側にあります携帯型の検知器を常時身につけてもらっております。これはガスの濃度が高くなると警報音を発して、作業員の安全を守っております。

最後に、周辺環境モニタリングについて御説明いたします。本格撤去は平成19年度から最終の平成24年度までの長期間にわたります。また、現場全体に撤去作業が及びますので、現場やその周辺に与える影響は変化することが考えられます。そして、本格撤去開始前には浸出水処理施設と遮水壁による汚染拡散防止対策が完成いたします。従いまして、今後は異常の早期発見と長期監視データの蓄積、そして汚染拡散防止対策の効果の確認が重要となります。年度ごとにモニタリング計画を定めてモニタリングを実施し、その結果は地域住民を始めとして広く情報公開していきます。また、処理施設での適正処理の監視についても継続して実施してまいります。

それでは、現場周辺環境モニタリングについて説明いたします。まず水質モニタリングですが、県では不法投棄事案の発覚以来、場内と現場周辺での地下水と表流水の水質モニタリングを実施しております。本格撤去では、遮水壁の汚染拡散防止効果の確認なども視野に入れつつ、適切な観測地点を確保しながらのモニタリングを継続します。

続きまして、大気質モニタリングですが、廃棄物の掘削・選別作業に伴う揮発性有機化合物の拡散による周辺生活環境への影響を把握するために、現場敷地境界において定期的な有害大気汚染物質モニタリングを継続して行います。また、運搬作業等による大型車交通量の増大による沿道の生活環境への影響を把握するために、現場周辺において定期的な大気汚染物質のモニタリングを継続して行います。

騒音・振動モニタリングですが、これも交通量の増大による影響の把握のために、現場周辺において定期的に騒音・振動のモニタリングを継続して行います。

また、処理施設の適正処理の監視については、現在、廃棄物の処理を行っている県内の2つの処理施設において、廃棄物処理法の基準に従った適正な処理が行われていることを随時確認しております。具体的には処理施設のばい煙測定、周辺河川の水質分析などを行っております。また、処理施設への立入調査も随時行っております。本格撤去にあたりましても、継続してこれらの監視を行っていくとともに、新たに処理を行うこととなる施設につきましても同様に監視をしていきます。

以上のとおり、平成19年度から開始されます本格撤去について、その概要と各工程の詳細、そして作業環境測定と周辺環境モニタリングについて御説明いたしました。

それでは引き続きまして、去る7月18日に開催いたしました技術顧問会でいただいた御提言につきまして、主なものを資料の4で御報告いたします。

まず1番ですが、本格撤去計画の位置づけについて。

本格撤去計画が決定に至るプロセス、体制や、顧問会議の位置づけなどは、計画に記載するか、あるいは別紙として添付してきちんと明示してはどうか。また、議論が反映されていく経緯は記録しておくべきである。

2番、廃棄物の既往調査について。

これまでの調査による現状把握について、ボーリングと電気探査で現場の状況のトータル

を押さえているのであれば、廃棄物の総量については相当程度の精度は認められるが、どの程度の精度で行われているのかを記載してはどうか。

3番、掘削前のリスク低減策について。

後年度に掘削するエリアについては、掘削するまでの期間を利用して廃棄物層の換気対策や浸出水対策を行い、掘削時には作業環境などが改善しているような方策も検討してはどうか。

4番、掘削による作業環境及び周辺環境について。

本格的な掘削で発生する粉じんに伴う有害物質の飛散の可能性があるから、これについては現場の作業員への影響が考えられるほか、周辺住民にとっても気になる場所であるので、それについても考慮すべきである。

5番、環境再生について。

特措法の枠の中では原状回復だけであるから、環境再生は県の事業になる。そこで、広く一般県民からアイデアを募ってから、それらを参考にした専門家による技術的・経済的に考慮された環境再生の提案を受けるといったような二段構えでの提案募集を検討してはどうか。

以上のとおり御提言をいただいております。

古市会長： はい、ありがとうございました。

以上で、本格撤去計画についての、計画書の案の御説明を資料1から4に従いまして御説明いただきました。これが今日の主要な協議事項でございますので、順番にちょっと聞きたいなと思うのですが、資料1の部分が概要として本格撤去計画策定フローですね、これは鎌田さんのほうから説明して頂きましたし、この2ページ目には技術顧問会と本協議会及び青森県との関係、位置づけが示されてございます。

まずこれにつきまして、何か御質問等ございますでしょうか。資料2の方の、本格撤去における前提条件の部分はこの資料1である程度説明していただいた面もあるわけですね。その詳細の工程につきましては資料2に基づいてもう既に説明していただいております。

いかがでございましょうか。7月29日、今日の第13回協議会で御審議いただきまして、ある程度御意見を頂戴したものとしまして、これから住民説明会を開いて説明させていただくということですね。これを見ますと、11月に第15回、ですから、その間に9月30日に14回の協議会がございますね。住民説明会というのは、これは何回ぐらいで、大体時期はどういうふうにお考えでしょうか。

鎌田室長： 時期については、実は今日の協議会での御提言・御意見を踏まえて、ある程度修正しながら住民説明会をしていかないといけないと思っています。従いまして、ちょっとまだ時期的には考えておりませんでしたけれども、8月はちょっと無理かなと。9月以降になる可能性が高いと思われれます。

古市会長： 回数は1回？何回ですか。

鎌田室長： 今のところ1回を考えておりますけれども、状況を見ながらまた、いろいろと臨機応変に対応したいと思っております。

古市会長：　そうですか。そうしますと、第14回の協議会の時にはその住民説明会の御意見等を御報告いただけるわけですね。

鎌田室長：　今の予定ではそういう具合に考えておりますけれども、9月の末に、実は県の議会もありまして、その辺の調整がありますので、ちょっとその辺は何とも今の時点では難しいです。

古市会長：　そうですか。状況に応じてということですか。はい。
いかがでございますでしょうか。

大枠でございますので、それと2ページ目の技術顧問会等との関係は既に御説明を前回していただいておりますよね。とすることで、こういう経緯でやって、本格撤去のプロセスに入ってきたので、それにあたってはしっかり計画をしながらやりましょうということで。技術顧問会の方も、私もこれに出させていただいたのですが、資料4の方なんですけれども、かなり突っ込んだ議論がございまして、ここにもう既に御説明いただきましたので重複は避けたいと思いますが、やはり今までの既往の調査ですね、それを踏まえて、どう地中に埋まっている廃棄物を分類するのかと。そこのところがポイントであろうと。できましたらその信頼性等も配慮しながら撤去作業をやっていただきたいと。できたら、作業をこれから6年間、2012年まで行われるわけなんですけど、6年間におきましてはいろいろな、例えば揮発性のものとVOC等がかなり変化もしてくるでしょうと。ですから、そういう事前リスクを低減できるようなものについては、撤去作業と同時に未撤去の部分についてはそれなりの準備をしながら、掘削前のリスク低減策、3番でございますよね、こういうことも並行してやったら効率化が図られるのではないのでしょうかとか、このような具体的な御提案もいただいております。

環境再生につきましては、これは先ほども御説明がありましたように、本来の特措法における原状回復の範囲では、先ほどの資料の2のページが、3ページでございますが、こういう位置づけになってございまして、この範囲までが環境に支障のある部分について原状回復を図る、この部分について補助しましょうという形になっています。支障を撤去した後、例えばマイナスをゼロ、またはプラスに持っていく環境再生のあり方、これにつきましては県の方で独自に予算なり努力をしていただくと、予算化なり努力をしていただくということですよね。そういう部分でございます。

とすることで、資料1と4につきましては、もうこういう形で御説明させていただきますと、一番大事なのは資料2でございます。資料2につきましては、資料3をご参考になりながら見ていただきますと有り難いのですが。

では、釜淵委員、よろしく申し上げます。

釜淵委員：　7ページなんですけど、右の方の普通産業廃棄物の土壌というところですが。これはすごく量も多いと思うんです。そして土壌環境基準以下ということになってはいますが、この試験方法ですね、どのように考えておりますのか、ここをお聞きしたいのですが。

古市会長：　はい、分かりました。

事務局の方で、この土壌というものをどのように区別し、それを分析するかという部分を少し御説明いただけますでしょうか。

鎌田室長： この部分については、下にちょっと書いていますけれども、土壤環境基準というのがございます。それは資料3の4ページをちょっと見ていただきたいのですけれども。

釜淵委員： それは分かります。試験方法ですね。委託するのか、現場にそういう試験室を設けてやるのか。ここが大事だと思うんです。これを見れば、再利用というのは現場に置かれるということですよ。ここが私は一番、県で基準を達していると言っても、町民が、県民が、国民がそれをやはり確認するためには、やはり現場にそういう試験室を設けて、頻繁にそういうデータを取って蓄積をするのが一番説得力があるのではないかなと思われまますので。どのように考えているか。今までのように県の技術センターに持っていくのか、どうか。そこをお聞きしたかったんです。

古市会長： 分析委託と、それから情報の保管とか、そういうものをどういう体制でやられるのでしょうかということだろうと思いますが。

鎌田室長： これについては、基本的には、現場でやって皆さんに見せるのが一番いいんでしょうけども、現場でこれだけの項目を分析するということは非常に難しいんです。従いまして、どこかに委託をするとか県の環境保健センターでやるとか、そういうような形でデータを出していくということになります。

古市会長： データについては、どこかで閲覧できるような形はできるんですね。

鎌田室長： もちろん公表して、こういう工程でやってこういうデータだからこうなりますとか、こっちは再生できます、こっちは違いますとかという具合に公表していきます。

古市会長： そういう、この7ページの撤去基本フローのフローについてのそれぞれ検査項目については全て記録は保管して開示しますということですね。
はい、そういうことだそうです。

釜淵委員： そのボリュームはどのような数量と言いますか、頻度でやるものでしょうか。試験をする方法ですね。
ボーリングをして、ただやるのか、ダンプ1台ほどやっていただけるのか。この土壤に関してですよ。

鎌田室長： 土壤に関しては、土壤汚染対策法というのがありまして、土壤の汚染の度合いをどういう具合に調べていったらいいのか、どういうやり方があるのかというのはその法律で決められております。その決められた基準に基づいて採取して、そして分析してデータを出すという具合に考えています。

古市会長： よろしいでしょうか。

釜淵委員： 私が心配するのは、今日の新聞等にもありましたが、何か有害産廃を一般処理するというような見出しがありましたので、ここが私は一番心配される部分じゃないかなと。と言うの

は、現場に再利用するというものですからね、現場に残る土壌なわけですので、全量撤去ということ謳っている中での現場の再利用ですので、やはり基準以下のデータがしっかりとしたものであれば、またニュース性のあるそういう報道をされがちではないかなと、このように心配されますので、一つこの試験方法とその試験をする頻度を頻繁にさせていただいて。私は、できれば、難しくても現場にそういう試験室を設けてやられるのが一番いい方法じゃないかと思いますが。これも予算等がございませうから、そこまでは言いませんが。できれば現場でそういう試験をしていただきたいと思います。

古市会長： 今、コメントをいただきましたけれども、1点目は今日の朝刊、東奥日報に出ておりましたので、そういう危惧があるので、その辺のところをしっかりとさせていただきたいという関連で御説明いただきました。2点目も、現場でやるということと、まあどう言うんでしょうか、外注しても公定法なりできっちり分析しますと、そのデータ、記録を残す方が大事であって、現場でやるというのは必ずしも必要ではないのかなという気がするんですけどもね。その後は頻度と分析機関がしっかりとしているかどうか。データがしっかりと保管されるか、開示されるかというプロセスだと思います。現場というのは、まあどちらかと言うとそれほど必要じゃないのかなという気はいたします。

前半の部分なんですが、少し、やはりああいう第一面、トップに載るといことですので、これにつきましては少し、青森県の方の見解を少しお聞きした方がいいかなと思います。やはり両方の主張がございませうので、必ずしも情報が正しいかどうか分かりませうので。その辺のところ、少し、何か見解がございませうたら御説明いただけますでしょうか。

鎌田室長： 新聞記事にコメントをするというのはものすごく勇気がいるのですけれども。

実は、この新聞の、「有害産廃、普通処理も」ということは、この記事全体が廃棄物処理法に基づく特別管理産業廃棄物と普通産業廃棄物、それから特措法に基づく有害廃棄物というものを、何か一緒になって、それで整理されていると言うか記事にされているような気がするんです。あくまでも、有害産廃という言葉は、あくまでも補助をするための特措法、いわゆる国の方でそういう物に対しては支援しましょうということ、特措法に基づいた名前なんです、有害産廃というのは。それで、我々が今、ここで、撤去方法の中でいろいろと書いているのは、あくまでも廃棄物をどう処理したらいいのかと。そうすると、処理の仕方としては、あるいは廃棄物を分類するのは特別産業廃棄物についてはこういうものだから、危険性のあるものだからこういう具合に慎重にやりましょうと。普通産廃については、それほど言えば語弊があるかも知れませうけれども、それとは区別して処理しましょうということで、廃棄物を処理するためにこういう具合なやり方をしましょうということなんです。

ですから、ちょっとここで、何か一緒に法律を、二つの法律の言葉を一緒に書いてしまっている、何か誤解されているような面もあるかと思うんです。あくまでも我々、県の考え方として言えば、特管物は特管物でちゃんと処理します。普通産廃は普通産廃として適正な普通産廃の処理の許可を持ったところで処理しますということ、ここを本格撤去計画で書いていると言うか、今日、いろいろと意見をいただきたいということでここに説明申し上げたものなんです。ですから、ちょっとその辺が誤解を生じるかも知れませうけれども、ということなんです。

古市会長： 今の県の御説明ですと、廃棄物処理法に則った適正処理は基本であるということですね。5ページにありますように、その廃棄物の区分、この図の2 - 3に対応する廃棄物の区分なんですけれども、大きく特別管理産業廃棄物と普通産業廃棄物、いずれも廃棄物処理法できっちりに処理するように規定されているものなんですね。それは間違いなくそういうことです。特別管理のものにつきましては、ここに量がありますように、一次撤去したものも含めまして67万のうち32～33万が特管物、後34万が普通産廃と一応今区別されているわけですよ。その有害なという部分は、これ考え方なんですけれども、前は医療廃棄物と、ちょっと分類は変わっているのですが、医療廃棄物につきましては非常に1%以下であり、長期間経っていることであって、環境省の国の方もこれは感染症とかそういうものはほぼ、ほぼと言うか完全に心配はございませんということで、普通産廃と考えていいだろうというふうになっているわけです。そういう意味で、34万はそういうものを含めたものになっているということですね。これについて、上の特管物1、2、これについて、場合によったら普通産廃に移行できるものについては移行しても、考えてもいいんじゃないかというのが7ページの図2 - 3の御説明であったわけです。特に問題なのが、VOCのように揮発性のものにつきましては水分調整と掘削してやっているうちに基準濃度よりも下がる可能性もあるので、それについては普通産廃として処理できる可能性があるかも分からない。それについてはきっちり分析をしまして、その辺を確認しましょうという御説明があったわけですね。

今、御質問のあった釜淵さんの方は、土壌の方を特に特化されて、今のお話は十分御理解の上での御質問だったとは思うのですけれども。

以上が多分県のご見解だろうと思います。いかがでしょうか。

ありがとうございました。

宇藤さん、お願いします。

宇藤委員： よろしくお願いたします。

一次撤去の数量がちょっと違うのですが、これは分かりやすい量に切り上げてやっているのかどうかということを知りたいと思います。

古市会長： すいません、数値が違っているというのは、どことどう違うんでしょう。

宇藤委員： 16年度の実績が

古市会長： 何ページでしょう。

宇藤委員： 4ページです。4ページと資料8を比べますと、昨日も工程会議に出て見せていただいたんですが、平成16年が11400トンとなっておりますが、実際はちょっと違うと思うのですが。11387トン。

古市会長： 丸めているわけですか。

宇藤委員： そうです。その点と、それから先ほど釜淵さんからも御指摘がございましたが、土壌環境基準を満たすものは場内で再利用するということについては、やはり田子の町民の方達は全量撤去ということで、今までいろいろ考えてきておりますので、この点につきましては詳しく住民説明をしていただくことを希望いたします。

それから、8ページと15ページとの差があると思うのですが。年間215日として撤去量は450トン/日として計画しておりますが、実際はそのように出来ないのが現状だと思うのですが。その点についての御意見を伺いたいと思います。よろしくお願いします。

古市会長： 今、3点ほどございましたが。4ページのところで、撤去量が少し数値が不正確ではないかというお話が1点目と、2点目が全量撤去ということでやってきたのですが、その辺、場合によったら現場での再利用も可という御意見、そういう方向を出されていますが、この辺住民説明会でしっかり御説明いただけますでしょうか。これは要望。3点目が、今のような、1日450トン掘削しますね。搬出は今305トンになっていますよね。今200トンしか処理できないという話もあるので、その辺の数値の関連をもう少し御説明下さいということですね。よろしくお願いします。

稲宮主幹： まず私の方から御説明をさせていただきます。まず一次撤去の量、平成16年度で言いますと、4ページですと11,400トンになっているものが、資料8ですと11,387.88トンということで。これにつきましては、この計画の方では分かりやすいようにと言いますか、数字を丸めさせて、ちょっと大きな単位で書かせていただいておりますので、そういう形で御理解をいただければと思います。それから、日撤去量450トンと、それから処理量、15ページになりますけれども305トンと、この関係でございますけれども、これは一次撤去の際にもいろいろ、特に混乱の多いところでございますけれども、実際、現場からの撤去は週に5日、1週間のうちに土日は交通安全とかそういうことも考慮いたしまして撤去を休止しております。週に5日間の撤去になります。処理施設の方は365日稼働ということになっておりますので、その関係もございまして、撤去につきましては大体実績からみましても年間215日ほど撤去をいたします。そうすると、大体1日が450トンになるということでございます。それに対して、処理の方でございますけれども、処理施設の方の処理能力から言いますと、5日間で運んだものを7日間で処理するというので、大体1.4倍ほどになりますので、1日の処理能力としては大体305トン。こういう形で、処理量としては計算が合うという形になります。その関係で415トンと305トン。大体1日、現場から出す量が5日間で出す関係で1.5倍程になっていますけれども、そういうふうな形でございます。

古市会長： $450 \times 5 = 2,250$ を7で割る、それとも年間でやる？

稲宮主幹： 年間でございますね。

古市会長： 年間で調整しないと合わないでしょうね。

そういう意味で、収支は合っていると。処理と撤去の量ですね。

もう1つの御質問としては、今、200トンしかないんじゃないかと。これ、どうするのという話なんです。

稲宮主幹： これにつきましては、15ページの方でも書いてございますけれども、今現在、今年度でいきますと大体200トン程度のものは確保してございますので、後105トンほど今不足

しているということでございますので、普通産廃の県内処理施設も含めまして処理施設の確保に努めまして、特措法の期限である平成24年までに必ず処理をしたいと、そういうふうに県としては考えてございます。

古市会長： これも、どの程度かというのが気になるわけでしょう。ある程度言える範囲で御説明いただけませんか。もう少し。この程度の説明、努力してやりますということなのか、ある程度の目途がありますよと、詳しく言わなくてもですね、その辺の現状等を少し御説明、鎌田さんの方からしていただけますかね。

鎌田室長： それでは、処理施設の確保、確保しないと24年度までに終わらないんじゃないかということで、我々もいろいろと処理施設の確保というには苦労していると言うか、努めております。今ちょっと説明しましたけれども、今200トンというのは、特管だけを処理しております。従いまして、今既存の普通産廃を処理できる施設もありますので、まずそちらの方を確保すると。これはもうそんなに難しい話じゃない、今既存の施設をそのまま使えばいいわけですから、今の能力の余ったところに数社入れていけば、数十トンは協力していただけるだろうと。それからもう一つは、特管がまだまだ足りないんじゃないかと。例えば、30トン、40トン普通産廃をやったとしても、70トンから100トン足りないんじゃないかということになりますけれども、これ、今、よく議会でも聞かれて答弁しているのですけれども、県南地方で今数社、このためということではなくて、中間処理施設を立地したい、あるいは建設したいという会社が数社あります。県の方に環境アセスの協議とか、あるいは許可の申請の手続きの打ち合わせとか、そういうものが来ているということで情報が入っております。そういうものと、それからもう一つは手続きにもう入っているという会社もあるという具合に聞いていますので、そういうようなところから見ても、いろいろとこれから処理できる会社が出てくるのではないだろうか、協力していただける会社が、特管も含めて出てくるのではないだろうか。従って、平成24年度までには十分対応できるのではないかという具合に考えております。

今言えるのは、ちょっとこの辺までで、お願いします。

古市会長： ありがとうございます。少し、産廃処理施設につきましては許可申請が必要なものですから、いろいろ、今、申請中のものについてはなかなか公開できないという背景もあるようです。

宇藤さん、どうぞ。

宇藤委員： 実は、私の集落の隣の集落で、産廃を燃やす施設を造りたいという会社がありまして、実際に住民の人に説明もしないで、名前を書いて印鑑をついてくれという用紙がわたったということを聞いてまいりました。その集落では、やっぱり、田子はもう産廃、あそこの山でたくさんだから、そういう施設はいらないと、その集落では全員書かないでおいたそうです。書かないでおいたそうです。そして、その後、全然その会社の方達からの御説明もなく、ただ、県の方では許可したのではないかという話まで聞いておりました。それで、私は、この処理方法につきまして、自区内で処理するという言葉が出て来ておりますので、自区内で処理するということは、そういうことも含めてなのかどうか、お聞きしたいと思います。

それと、岩手県の方では、先ほど工藤さんからちょっとお話を聞いておりましたが、いろいろな場所に順調に運んでもらっているようなお話を伺いましたが、もし岩手県の方が順調に終わりましたら、青森県の方もお世話していただけるようなお考えとか、そういうことはできないものかどうか、お話お聞きしたいと思います。

古市会長： 今、おっしゃっているのは、岩手県の方が順調にというのは、自区内というか、県内で全部をまかなっているという意味ですか。お聞きになったのは。

自区内というのは、多分、基本的には県内でということだろうと思いますね。田子町でというか集落でということではない、県内です。

それで、いかがでしょうか、これは産廃処理施設の申請にあたっての同意の取り方とか許可の仕方の問題なんですが、この辺について、何かコメントございますか。

鎌田室長： 実は、我々の立場としては、我々、あそこから運び出している排出業者なんです、ゴミの。許可するとか、申請の手続きを協議するというのは隣の環境政策課というところでやっておりまして、そちらの方からの、先ほど私がしゃべったのが情報なんです。その中には許可をしたという情報はいただいておりません。もし、そういうのがあれば、当然情報が入ってきて、処理できる施設ができたということになるのですけれども、そういう情報は入ってきていないし、また、そういう手続きについては我々の方はちょっと関知できないシステムになっていますので、許可については我々ではないと、我々は出す方ということで、その辺を理解していただきたいと思います。

それから、自区内というのは、今会長がおっしゃったように、青森県内ということでございます。ただ、いろんな問題、実際廃食品は秋田県の方に300トンお願いをして処理してもらっている実績もあります。ですから、そういう今の状況を見ながら、あくまでも自区内、青森県内でやりたいんです。自分達のゴミは自分達で処理したいんです。どうしても出来ない場合には隣の県にお願いをしていく、あるいは近所のところをお願いをしていくという立場を取っていききたいなという具合に思っていますので、岩手県の方で先に終わって、そして余裕があるのであればその辺はその時になってからいろいろと相談をしたいと思いますけれども、先ほど言いましたように、自分達の県の中で、今の情報だとやれるんじゃないかという見込みを持っていますので、そこまでいなくてもいいんじゃないかと思っております。

古市会長： いかがでしょうか。

これ、ちょっとご参考のためにお聞きしたいのですが、宇藤さんのお考えでは、別に自区内でなくてもいいんじゃないか、要するに期間内に撤去・処理していただければいいんじゃないかというお考えですか。

宇藤委員： 毎回、私どもの会議の中でも数字にたけている方がいらして、このままではどう考えてもこれは無理だよ、無理だよという説明をされてまいりました。して下さいました。それを聞いてみると、やはり、昨日の工程会議に出ても、順調に搬出しておりますと聞いて、私は安心してきましたけれども、ただ、時期的にも今はいい時期なので順調に行っていると思うのですが、冬場を考えると。

古市会長：　そうですね、撤去量も2倍以上になりますし、いろいろな問題が出て来ますよね。そういう意味では、いかがでしょうか、隣の課でやっているということではなく、青森県としてそういう状況を把握できて、状況が分かれば、部長もおられることですから、その辺を踏まえて安心できるような情報が出せる時点でお出しいただくということが必要なと思います。よろしくをお願いします。

他にいかがでしょうか。

小原さん、お願いします。

小原委員：　3点なんですけど、1つは、今の分別のヤードがありますね、あれはスライス状に撤去していく時には、あれは移動をするんですか。あれは地山のところに出来ているんでしょうか、あの作業ヤードというのは。

古市会長：　新しい方ですか？今度、新規に造る分別ヤード。

小原委員：　今、やっていますですね。もう1つ別に造るんですか。今の作業ヤード、結構立派なものが出ています。それが1つと、それからスライス状に撤去をしていった後、例えばシートで雨水を遮断するのか、そのままなのか。

スライスで取っていきますね。その地表ですけども、そのままにしておくと雨水なんか浸透していくと思うのですが、シートなどを被せるようなことをするのかどうかということ。

古市会長：　それは作業が進んだところについては被せるんでしょう、それも含めて。

小原委員：　それが1つ。それから3番目、今の議論になっているんですが、7ページの特管と普通産業廃棄物との違い。この表を見る限りにおいては何ら変わりがない、土壌を除くと処理の方法は全然変わりがないので、これ、便宜上特管と普通産業廃棄物とに分けて、実際やることは同じように思うのですが、何が違いがあるのかなと。1つは運搬方法で、コンテナ式になっているのとそうでないダンプを使うような、そういう運搬に違いがあるのか、あるいは、さっきもちょっと出ていましたけれども、処理施設、持っていった先の処理、あるいは行き先だとか、それが違うのか。そこがちょっとよく分からなかった。便宜上対象物を2つに分けてその処理方法を書かれているんだろうと思うのですが、実際この工程を見ますと、掘削して石灰混合をして選別をして、まあずーっと以下、全く同じですよ。何が違うのかなと。対象として別々に書いてあるだけなのか、実際、例えば運搬をする時のやり方は特管と普通とでは違う、あるいは行き先、処理の行き先とか処理方法が違うのか。何か分かりやすい違いがあれば教えていただければ。その3点をお願いします。

古市会長：　分かりました。1点は、分別ヤードの位置ですね。2点目は、遮水シートをどのようにされるのか。撤去との関係で。3点目が特管と普通とでは運搬、処理でどう異なってくるのかということ、この3点をお願いします。

それと、ごめんなさい、今日は3時半までということになってございます。あと報告事項

等がございますので、御質問がある方はもう既に準備いただいて、できるだけコンパクトに御質問していただけるようお願いいたします。

ではお答え、お願いします。

八木澤総括主幹： それでは第1点目の選別ヤードの件でございます。資料2の13ページをご覧ください。黄色い部分が現在稼働している選別ヤード、赤い部分には新たに新しい選別ヤードを増築する予定であります。この新しいものが出来た後、現在の選別ヤードは撤去いたします。この下、廃棄物がありますので、標高が高いものですから、高い方なので早い時期に廃棄物は撤去するという段取りになっております。

それから第2点目です。地山はどうなるのかということで、資料3の資料集、13ページをご覧ください。13ページの に記述してございますけれども、浸出水処理施設がずっと稼働しておりますので、いくら地山が出たとしても雨の浸透は防ぎたいと考えておまして、地山の表面処理、仮キャッピングを行うというふうに書いておりますけれども、実はその方法につきましてはいろいろとこれから検討をしていかななくてはダメだなということで、最後に、また環境再生の方法によって地山の表面処理については今後検討をします。これは実は、いろんな緑化だとか、そういうことも考えられるのかなということで記述してございます。以上です。

古市会長： 3点目は？

鎌田室長： 私の方から3点目説明します。この特管と普通産廃に分けているというのは、実は処理施設の違いなんです。処理施設は特管を処理できる施設と、それから普通産廃を処理できる施設で、許可上区別しております。多くの場合、普通産廃を処理できる許可を持っている企業の方が多いと。今、県内でうちの特管物を処理できるというのは今持っていつている2社であると。そのために、特管物は特管物として、ちゃんとした処理施設に適正に処理してもらいます。こういう方法でやります。それから、普通産廃は普通産廃として、普通産廃の処理施設に持っていくんだと。ここで、現場でやることは、大体同じ事をやっております。

以上でよろしいでしょうか。

古市会長： はい、ありがとうございました。

いかがでしょうか。

川本委員、お願いします。

川本委員： 3つありますけれども、今の話の延長ですけれども、「焼却」「溶融」などの加熱処理ではなくて、脱水などの他の処理もあり得るというお話でこの中にストーリーができていけると、私も図が全く同じなのが最初見たときによく分からなくて、だとすれば、普通産業廃棄物の一番下の加熱処理のところが加熱処理等ぐらいになるんじゃないのかなと。多分そういうことを含めて御質問なさっていたのではないのかなというのが1つです。

あと確認としては、もちろん、ですから、この「焼却」「溶融」以外の処理を適応するケースというのは特管の基準、特管産廃に相当しないような基準を超えてないような廃棄物については、例えば脱水みたいな処理もあり得るだろうから、という主旨でよろしいでしょう

ねというのが1つです。

それと、具体的にこれは多分加熱処理みたいなものは水分が多いと不経済になるから、そういう場合には脱水のようなウエットな対象物によりいい物を対応できる技術でやりましょうという思想かと思うのですが、それは具体的には堆肥状の物が多いので、具体的な想定はそういったもののことを言っているのでしょうか。

3点お尋ねします。

古市会長： はい。主に、同じような質問になりますね。いかがでしょうか。多分、図2 - 3がね、例えば今、今度、その他処理というのが出てきて、環境省に実施計画を修正を依頼しますよね。そうした時に、この撤去基本フロー、少し変わりますよね。その部分が出ていないので、今、川本委員の方から御指摘いただいたと思うのですが、今の3点について、少し簡単に御説明いただけますか。

鎌田室長： それでは、多分一括してしゃべった方が分かりやすいかと思えますけれども。今のこの撤去計画については、まだその上位計画である実施計画の変更が伴うものですから、ここでは撤去計画の中にこういう他の方法でやりますとは書けない。そうしないと実施計画の方を変更してからこっちの方をまた修正していかななくてはいけないという手続きがあります。従いまして、今、ここで尚書きにしているのはそういう意味なんです。こういう方法も今検討していきますと。で、そこで、今度実施計画の中で処理方法、あるいは支障の除去等というところでその方法を変える、あるいは変更するという手続きが終わればこちらの方にちゃんとこういう方法でやりますと。その時に図2 - 3の下にもちゃんとしたものが出てくるというフローになります。ですから、あくまでも上位計画である法律に基づいて作った実施計画を変更しない限りは、こちらの方で勝手には書けないということになっておりますので、そちらを先に変更してからこっちを修正したいと考えております。

古市会長： はい。と言うことで、その辺は次回にでもまた。次回、間に合いますかね。実施計画の修正の段取りはどういうふうになっていますか。

鎌田室長： 実は、環境省と先々週かな、協議をした時に突然言われたものですから、まだそこまで考えてないで、段取りというかスケジュールはまだ頭の中に入れておりません。ただ、出来る限り早くやらないと、この実施計画も来年度から速やかにこれに基づいてやらなくてはいけないものですから、出来るだけ早く変更したい。

古市会長： と言うのは、資料1で御説明いただいた住民説明会、それから技術顧問会、第15回の協議会と、この辺の段取りがございますよね。それに間に合うような形でちょっとしていただいた方がよろしいと思います。

鎌田室長： 並行してやっていきたいと思っています。

古市会長： と言うことで、川本さん、よろしいですか。

脱水の部分というのはそういう意味ですかと。そういうものも入るでしょうね、部分的に

は入るかも分からない。それは、その他処理、いろいろ書いていますので、いろいろ御検討していかないといけないと思います。

ありがとうございます。今、資料1にございますように、いくつかのステップを踏んで、まだ十分御意見をいただく機会がございますので、今日の資料をもう一度よく読んでいただいて、疑問点等ございましたらまた事務局なり、また次回の審議会なりで御意見・御質問していただければと思います。

ちょっと時間の関係で、今日はこの程度にさせていただきたいと思います。

では次、4の報告事項に移りたいと思います。4点ございますが、まず最初にモニタリング調査結果について御説明よろしくをお願いします。

前田技師： 県境再生対策室の前田と申します。私から、報告事項の(1)モニタリング調査結果について御報告します。座って説明させていただきます。

それでは、お手元の資料5をご覧ください。水質モニタリング調査結果については、資料の2ページから18ページに添付してあります。これまでの調査結果と同様に、場内の浸出水からベンゼンとほう素が排水基準を超過して検出されています。また、場内の地下水では、1,1-ジクロロエチレンとベンゼンが環境基準を超えて検出されています。これらの地点はこれまでも基準を超過している地点であって、濃度についてもこれまでの調査結果と大きな変動はありませんでした。その他の場内の地下水や周辺の地下水、周辺の河川などについては、全て環境基準を達成しており、これまで同様汚染は現場内に留まっていることが確認されています。

続いて、資料の19ページをご覧ください。現場の敷地境界で実施している有害大気汚染物質モニタリング調査結果と現場周辺の上郷公民館で実施している大気汚染物質のモニタリング調査結果についてです。いずれも全ての地点で環境基準を達成しており、特に問題はありませんでした。

最後に、次の20ページをご覧ください。現場周辺で実施している騒音・振動のモニタリング調査結果についてです。町の中心部にあるA-4田子地区で、2月の調査でわずかに環境基準値を超過しておりますが、雪解け水などの影響で路面が濡れておりましたので、その影響によるものだと思います。6月の調査では環境基準を達成しており、その他の地点も環境基準を達成しておりましたので、運搬車両等による影響は見られなかったという調査結果になりました。

以上で1番の環境モニタリング調査結果の報告を終わります。

引き続き、の浸出水処理施設のモニタリング調査結果について御報告します。資料の6番をご覧ください。浸出水・原水・膜ろ過処理水・放流水の分析結果を2ページと3ページに記載しています。これまでの調査結果と同様に、浸出水と原水は計画の水質よりかなり綺麗な水質となっております。そのため、現状では膜ろ過処理水でも十分計画処理水質を満足する水質となっており、放流水についても当然問題のない水質となっております。

参考までに、4ページのところに浸出水処理施設の各工程における汚染物質の除去率をまとめておりますので、ご参考にして下さい。

以上でモニタリング調査結果についての報告を終わりたいと思います。

古市会長： はい、ありがとうございました。

いかがでございましょうか。水質モニタリング調査結果について御報告いただきました。従前と変わらず、環境基準を満たしているということでございます。

機会均等で大久保委員、お願いします。

大久保委員： すいません、資料5の4ページと5ページをお開き下さい。4ページの方に、ア-16放流支川上流、5ページの方に、ア-17放流支川下流がございますけれども、放流支川は浸出水の放流した部分の下流側の上流、下流という意味でございませうか。

前田技師： そうです。

大久保委員： そうすると、上流の方では3月から5月までのデータでは2400とか990、電気伝導率、一番下ですけども非常に高いけれども、下の方に行くと薄まっているというふうに捉えていいんですか。

前田技師： ア-16については、沢水と放流水が混合した状態になっているんですけども、年々沢水の方が減少しております、1月から6月までの調査結果なんですけれども、1、2、6月については沢水が枯れていたため欠測としております。ですので、ア-16では電気伝導率も高い数値になっておりますけれども、ア-17では希釈されて低い数値になっております。

大久保委員： はい、分かりました。

古市会長： 川本委員、お願いします。

川本委員： コメントですけども、資料5の19ページの2番の有害大気汚染物質のモニタリング調査結果、いずれも環境基準を下回っていますから、そういう主旨ではなくて、ここの中でベンゼンのみは自動車の排気ガスに多く起因しますので、ちょっと性格が違うと思うんですね、2番以下と。そういう意味で見ますと、ジクロロメタンがいくぶん高い、相対的にという意味ですが。そうすると、ジクロロメタンの発生源は自動車の排気ガスにはありませんので、この廃棄物の掘削などが一つ想定をされます。その辺の確認、考える上で、もうちょっと離れた所とか山間部などで、ジクロロメタンがこのような数マイクログラム程度、3とか4とかいった数字で出てくるものなのかというのをちょっと何らかの方法で調べられないでしょうかということで、ちょっとコメントと言うかお願いをしたいと思います。

古市会長： はい、ありがとうございました。これにつきましては、ちょっと調査をしていただいて、次回にでも御報告いただくというふうにしたいと思います。

よろしいでしょうか、次に移ってよろしいですか。

では、2番目の工事の進捗状況につきまして御報告をお願いします。

八木澤総括主幹： それでは、資料7で進捗状況の御説明、報告をいたします。上と下の写真でございますが、下が昨年4月の状況です。いわゆるラグーン部の方、最中工事中でした。仮設プラントも動いております、投棄現場の方ではAエリアと言うか、左側の方で廃棄物を掘削して出しておりました。上の写真でございます。今年5月の航空写真でございます、ラグーン部の方では貯留池、水処理施設、防災調整池が出来て、稼働しております。斜面の方でも、雨水排水路、浸出水導水路も完成して機能を発揮しております。投棄現場の方では、全面的にブルーシート、昨年8月ですがブルーシートを全面に張りまして、浸出水の抑制を図っております。現場の方では掘削工事、このAエリアの方でやっておりました。この7月になりまして、このAエリアの廃棄物の掘削がほぼ終了いたしまして、現在はこのエリアのものと、それから中央池に仮置きした廃棄物の掘削を行って処理して場外に搬出しております。この中央池に仮置きされた廃棄物というのは、この緑のラインの鉛直遮水壁工事に伴いまして、鉛直遮水壁を施工するために重機等々入ってくるわけですが、施工するための基面と言いますか、基盤を整備するためにどうしても掘削せざるを得なかったものでございまして、それを昨年秋から冬にかけて中央池に仮置きいたしました。それを今、搬出しております。

次のページです。平面図でございますが、重複しますけども、今、現場で動いている工事は鉛直遮水壁工事でございます。昨年夏に5工区に分割して発注いたしましたけれども、延長が982mでございます。昨日の段階で施工量は700mを超えました。進捗率でいきますと72%になりますけれども、現場の方では今年10月、11月までには全部壁本体を完成するという目標を立てて現場で施工しております。それから、廃棄物掘削につきましては、先ほど言いましたけれども、Aエリアのいわゆる中間処理場ですか、赤い丸、それから中央池に仮置きしたものを掘削しております。更に、これから本格撤去のための選別ヤードをAエリアの北側の方に整備いたしますので、今までは天蓋車がAエリアをぐるりと回る形で巡回して場外に出ておりましたけれども、この7月をもって洗車設備を過ぎたところから赤い斜めの道路を築造いたしまして、そこで積み込みをしたら、その部分を帰ると、往復する形で天蓋車は動いております。後は、ラグーン部の方の水処理施設の運転を継続しております。

それから、最後のページの概略の工程表でございます。汚染拡散防止対策ということで、緊急的な工事と長期的な工事に分けてやっておりましたけれども、緊急的な方は仮設浄化プラントの撤去、昨年7月でございましたが撤去ということで緊急対策は終わっております。現在、長期的対策工事として、鉛直壁の工事を鋭意施工中ということで、後は水処理施設の運転、維持管理を継続していくのかなということです。あと、これからは廃棄物の掘削工事、処理委託工事をずっと継続していくことになろうかと思っております。

以上でございます。

古市会長： はい、ありがとうございました。最後に御説明いただきましたように、これ、進捗状況は予定どおり進んでいるというふうに理解してよろしいでしょうか。

ありがとうございます。

いかがでしょうか、何か御質問ございますでしょうか。

よろしいでしょうか。遮水壁も72%まで出来たということで、予定どおりしっかり進められているということだろうと思っております。

はい、では次、3番目の一次撤去の進捗状況についてということをお願いいたします。

福士総括主幹： 県境再生対策室の福士と申します。本日お配りいたしました資料 8 に基づきまして、これまでの一次撤去の進捗状況につきまして御説明いたします。

一番左側の欄ですが、平成 16 年度の実績が、撤去量 11,387.88 トン、次の欄、平成 17 年度の実績につきましては前回 2 月までの状況を御報告いたしましたが、最終的に撤去量 39,892.31 トンとなっております。それで、平成 18 年度につきましては、昨日 7 月 28 日現在の実績でございますが、撤去量 16,151.13 トンで、一番右側の欄、累計ですが 67,431.32 トンとなっております。一次撤去予定量 96,000 m³、単位体積重量を 1 といたしますと 96,000 トンでございますが、今年度 4 ヶ月間の撤去実績からしますと十分可能な量となっておりましたので、総括してみますと、一次撤去の状況は引き続き順調に進んでいるということが申せるかと思えます。

先ほど宇藤委員からもお話がありましたが、悪天候時の対応等、今後とも安全を第一に慎重に撤去を進めていきたいと考えております。一次撤去の進捗状況につきましては以上でございます。

古市会長： はい、ありがとうございました。先ほどの宇藤さんの資料 2 の 4 ページの数値と若干違いますが、先ほどのものは丸め誤差ぐらいですということなんですね。18 年度に入って、それも今、予定どおり進めて、比率から言って予定どおりであるということですね。はい。ありがとうございました。

いかがでしょうか、何か御質問ございますか。はい、ありがとうございます。

それでは最後に 4 番目の粉じんの管理基準値について、資料 9 でしょうか、御説明よろしくをお願いします。

佐々木主幹： 資料 9 に基づきまして、粉じんの管理基準値につきまして環境再生計画担当から御説明いたします。

平成 16 年度からの県境廃棄物の一次撤去の開始に伴いましては、廃棄物一次撤去マニュアルを策定し、その中の作業環境安全対策マニュアルに従って作業環境の測定監視を行いながら、これまで安全に十分に配慮して撤去作業を進めてまいりました。作業環境の測定としましては、具体的には日常監視としまして、粉じんと有害ガス、そして県境の現場に特異的に検出が想定されますベンゼン・ジクロロメタンなどの揮発性有機化合物・ガスについてガス検知器、粉じん計、ガス検知管による測定を毎日行っております。また、少なくとも年に 1 回、あるいは現場の状況が大きく変化した場合には、公定法による作業環境測定を行いまして、現場の実態をより正確に反映した作業環境の管理のために、その測定値により見直しを行うこととしております。また、管理項目にない物質につきましてもチェックを行いながら、管理項目の見直しも検討することにしていきます。

さて、今年度も 17 年度に引き続きまして去る平成 18 年 5 月 24 日、25 日に公定法による現場の作業環境測定を行いました。そして、その測定値を基に粉じんの管理基準値の改定を行うこととしました。具体的には、粉じんの管理基準値は現場の粉じん中の遊離ケイ酸という物質の濃度の測定値を基に、法律に規定される算出法を用いて決定しております。それによりますと、今年度の測定値からは、掘削現場では 0.66、選別ヤードでは 0.69 という管理基準値になりました。粉じんの管理基準値につきましては、小数点第二位を切り

捨てしまして、より厳しい値を採用しておりますので、今年度の現場の実態に即した新たな管理基準値としましては、0.6 mgということになります。なお、参考までに、一番下のところに5月24、25の公定法による粉じん濃度を記しておりますが、掘削場所では0.12、選別ヤードでは0.23となっております。また、これまでの日常監視の結果でも、大体数値としましては0.1前後、やはり風の強い時はちょっと数値が高くなりまして0.1前後から通常は0.01、もう一つボーダーが低い程度になっておりまして、これまで撤去開始以降、管理基準値を超過する状況になったことは粉じんに限らず全ての物質についてございません。

委員の皆様には、この資料9とは別にファイリング用の穴を開けたマニュアルの該当のページをお配りしておりますので、以前の協議会でお配りしましたマニュアルの該当ページと差し替えしていただきますようお願い申し上げます。

以上です。

古市会長： はい、ありがとうございました。資料9のところの9の粉じんが、これ3が9で、9の下が先の1.5倍になっているのですが、これは、こういうのは間違っていたということですか。今度は6で9になっていますよね。記載ミスだろうと思うんですけども。これは3が6になった、ごめんなさい、1.3か、失礼しました。分かりました。ごめんなさい。1.3と1.9だね。0.6と0.9。はい、分かりました。

いかがでしょうか、御質問等ございますか。

これ、粉じん等は先ほども資料4で技術顧問会の方でしっかり作業環境とか周辺環境について調査して下さいという要望がありましたよね。これにつきましては、何かこれを踏まえて補足するようなこと、ございますでしょうか。

鎌田室長： 先ほど、川本委員からもございましたし、それから技術顧問会でも周辺の有害物質の飛散ということで、十分対応するべきだということをおっしゃっていましたので、その辺、どういうものをこれからやっていったらいいのか、またどういう頻度でやればいいのかということをおっしゃって検討させていただきたいと思っております。

古市会長： そうですか、はい、ありがとうございました。

いかがでしょうか、何か御質問ございますか。

はい、ありがとうございました。以上で今日の協議事項、それから報告事項につきましては全て審議、御報告していただきました。何かその他で御意見とか御質問等、委員の皆様ございますでしょうか。

よろしいですか。はい。

では、以上で協議事項は終わりたいと思っております。それで、その他の部分でございますが、こちらの方には総括するように書いてあるのですが、時間があまり無いのですが、前半の協議事項のところでは貴重な御意見・コメントをいただいておりますので、再度確認のためにも簡単にちょっと申し上げたいと思っております。

廃棄物の産廃の分類の部分、それから管理の仕方の部分で非常に重要な部分ですので、釜淵さんの方から、その分析のあり方、その頻度だとか記録のあり方、これについてはしっ

かりやっていたきたいという質問と要望がございました。それから、いくぶん東奥日報の朝刊の記事に対しての県の方からのご見解を述べていただきました。宇藤さんの方から5点ほど御質問いただいたのですが、その内で重要なものとしましては3点ほどございまして、全量撤去ということで進めてございますが、先ほどの分類等によると特管物が普通産廃になると。普通産廃の一部については、土壌とか石については、土壌等につきましては現場に残される可能性もあるので、そのようなところはしっかり住民に説明していただけますようにという、これも要望がございました。それから、今後の処理施設の確保、現状200トン/日は見込みがあるが、305トンになると、本当にそれが出来るのでしょうかというご心配がございました。これにつきましては、廃棄物の処理施設の許可基準等も関係しますので、その辺の要望状況とか申請状況等で表に出せるような状況になった時にはこちらの協議会で御報告いただくと、できるだけその見通しについてはしっかり2012年に完了するように県としては努力していただくように、これも要望がございました。それから、自区内ということですが、これにつきましても、外部の可能性も含めて御検討いただけないでしょうかというふうに解釈していいですか。はい。それから、小原さんの方からも、これも大事なことなんですが、今の特管と普通産廃の処理の状況の違い、これについてはもう少し分かるように、処理のプロセスにつきまして今後の実施計画の修正等を踏まえながらより分かりやすく御説明して下さい、それに関連して川本さんの方からも、その他処理の具体的な内容はどうか、それが産廃の廃棄物とその他処理との関係について明確になるようにして欲しいというようなご要望があったように思います。

以上でしょうか。大きなご要望、コメント等は以上でよろしいですか。大体大まか、そのような感じがいたしました。

ありがとうございました。以上で簡単な総括を終わらせていただいて、私の司会を終えたいと思います。マイクを事務局にお返ししますので、よろしく願いいたします。

司 会： 長時間にわたりまして、古市会長には議事進行の方、そして委員の皆様にはご協議いただきまして、大変本当にありがとうございました。

なお、次回、第14回の協議会でございますが、先ほど会長からもございましたけれども、9月30日(土曜日)に開催することとしてございます。時間とか会場につきましては決まり次第委員の皆様にご連絡申し上げますので、よろしく願いしたいと思います。

以上をもちまして、第13回県境不法投棄現場原状回復対策推進協議会を閉会いたします。本当に、ありがとうございました。